

『大鏡』の兼家像をめぐる

高橋 照美

はじめに

藤原道長によって頂点に達する摂関政治の進展を、逸話の積み重ねによって描き出していく『大鏡』列伝では、同族間で政権を争った人物たちの多くが、不適格者として排除されていく¹中、冬嗣―長良―基経―忠平―師輔―兼家―道長と続く主流の系譜が浮かび上がってくる²。これら主流人物にまつわる逸話には、怪異体験を通じて当人の資質や運の強さが強調され、ひいてはその繁栄の必然が立証されるという共通のパターンの存在することが指摘されている³が、その中であって、兼家一人が特異な存在であることに気づかされる。主流の人物たちが、抜群の資質と長者の風を備えた人間的魅力の持ち主として語られるのに対し、兼家の場合には、皇威も憚らぬ傍若無人な態度が列挙され、その僭上ゆえに「久しうは保たせたまはぬ」という厳しい評価が下されている。兼家といえ、一条・三条両天皇の外祖父として九条流の政権を

不動のものとし、道長の栄華の基盤を作り上げた人物である。その兼家に否定的な評価が下されるのはなぜか。

『大鏡』の主流人物たちの中で、兼家一人が否定的な評価を受け、疎外されている問題については、すでに稲垣智花氏が論じられている⁴が、稲垣氏の論の中心は、藤氏物語における歴代の造寺とその縁起譚にあった。本稿では、兼家伝の逸話を検討することによって、『大鏡』の兼家忌避の姿勢を明らかにするとともに、その理由について考えていきたい。

—

兼家伝の逸話の検討に入る前に、兼家の生涯と、『大鏡』の成り立ちと見なしうる後期摂関時代から院政期にかけての貴族社会における兼家に対する評価・認識について触れておきたい。それによって、『大鏡』の兼家像の性質が、一層明らかになると考えられるからである。

〔藤原兼家略年譜〕

年号	兼家経歴	備考
延長七	師輔三男として誕生。母武蔵守藤原経邦女盛子。	同母兄妹に伊尹・兼通・安子（村上中宮。冷泉円融母）
天曆二	一月七日叙爵。	
康保四	六月十日蔵人頭。	五月二十五日冷泉天皇践祚
安和二	九月一日春宮権亮。十月七日左中将。二月七日中納言（不経参議）。兼春宮大夫。左中将蔵人頭如元。	九月一日守平親王立太子
天禄元	四月十一日去蔵人頭。八月十三日止大夫。四月十二日兼春宮大夫。八月五日兼右大将止大夫。	三月二十六日安和の変 八月十三日円融天皇践祚
三	正月二十日權大納言。	十一月一日伊尹薨
貞元二	閏二月二十九日転正。十月十一日停右大将遷治部卿。	同二十七日兼通関白内大臣 十月十一日頼忠関白
天元元	十月二日右大臣。	十一月八日兼通薨
永観二		八月二十七日花山天皇践祚・懷仁親王立太子
寛和二	六月二十四日摂政・氏長者。七月二十日辞右大臣。同二十一日従一位。八月二十五日准三宮。	六月二十三日花山天皇出家・一条天皇践祚
永祚元	十二月二十日太政大臣。	七月十六日居貞親王立太子
正暦元	五月五日辞摂政太政大臣。関白。八日返関白、出家。七月二日薨。六十二歳。	一月五日一条天皇元服

『大鏡』の兼家像をめぐる

上の年譜は、兼家の官歴を中心にとまとめたものだが、彼の生涯を語る時、避けられない話題が三つある。第一が、村上天皇死後の守平親王立太子から安和の変に至る一連の源高明排斥事件への関与、第二が実兄兼通との熾烈な政権争い、第三が花山天皇の出家退位事件で、それぞれ『大鏡』でも詳述されるところである。守平親王Ⅱ円融天皇擁立に功績があり、外戚関係の構築にも早くから優位に立っていたにもかかわらず、長い雌伏の時期を余儀なくされた兼家は、寛和二年（九八六）花山天皇を出家退位に追い込むという強硬手段によって政権を掌握。現役の摂政にして、天皇・皇太子の外祖父というそれまでに例を見ない強固な基盤の上に、絶大な権力を振るうに至った。兼家の執政時代は、摂関政治史の大きな転機とされる。摂関と天皇の関係は、それまで以上に密着したものとなつて、その権威は増大し、一般貴族とは隔絶した権門としての地位を確立する。いわゆる摂関家は、兼家に始まると考えてよい。

後期摂関時代から院政期の貴族社会、特

に撰閥家において兼家の占める位置は、次に示す事例によつて検証できる。

(一) 法興院・法興院御八講

正暦元年(八九〇)五月八日、兼家は関白を返上し出家。十日、別邸東二条院を改めて法興院とした⁽⁸⁾。同年七月に兼家は薨するが、法興院は道隆・道長によつて護持されていき、撰閥家ゆかりの寺院として、後世まで重んじられる。法興院がいかに重視されていたかは、度重なる焼亡にもそのつど再建され、鎌倉期に至つていふことからも明らかである。『殿暦』では、興福寺などとともに氏寺の一つに数えられているが、この中に、師輔建立の楞嚴三昧院が含まれないことは、『大鏡』の藤氏物語との比較上注目すべきである⁽⁹⁾。また、法興院御八講は、兼家の忌日七月二日を結願とする恒例の追善八講で、道長が内覧となつた直後の長徳元年(九九五)に始まり⁽¹⁰⁾、少なくとも鎌倉後期まで実施されていたことが確認できる⁽¹¹⁾。院政期、忠実関白在任中の元永元年(一一一八)から保安二年(一一二二)の間の成立と見られる撰閥家家政運営の記録『執政所抄』には、恒例の追善八講として、法興院のほかは法性寺・東北院・法成寺・慈徳寺の四寺が挙げられている。法性寺が忠平、東北院が上東門院彰子、法成寺が道長、慈徳寺が東三条院詮子という撰閥家の中でも特に重要な人物の追善供養であることから推して、兼家の位置付けも明らかである。

(二) 撰閥家の先例

先例の重視は、平安中期以降の貴族社会に顕著な傾向だが、撰閥家の場合、道長・頼通と並んで兼家が嘉例として取り上げられることが多い。『中右記』『殿暦』から、いくつか掲げる。

① 忠実任左大將着座

「五月己亥着座例、是大入道殿例者」

(永長元年(一一〇九)五月十日)

② 忠実叙従一位

「又撰政不任太政大臣之先叙従一位事、是近代吉例也、貞信公、清慎公、大入道殿、御堂、宇治殿、前二条関白大殿例也」

(天永三年(一一一二)三月十四日)

③ 忠実辞右大臣上表

「凡執柄人近代未任太政大臣以前、先被辞大臣也、(中略)予密申云、昔例近代必不用也、大入道殿、御堂、宇治殿、大殿御時例、尤可令用給也」

(同十一月十八日、以上『中右記』)

④ 忠実辞撰政上表

「是貞信公・大入道殿撰政之間上表之時、經數日返給之例也」

(天永元年(一一一〇)八月八日)

⑤ 忠実任太政大臣節会

「此間頭弁云、宣命趣何様可候哉、余云、大入道殿・御堂・宇治殿・故殿等例家吉例、可依此也」

(天永三年十二月十四日、以上『殿暦』)

『中外抄』は、撰閲家の先例について、興味深い記事を伝えている。保延四年（一一三八）十一月二十三日に予定されていた頼長の内大臣着座に關連して、忠実は、師輔・兼家の右大臣着座の先例に触れた上で、「九条殿の事をば、家には作法などをば規模となすといへども、前途なかりし人にて御坐すれば、その例をば強ちに用ゐざるなり」と、師輔の先例化を否定する。『大鏡』では、「いとただ人にはおはしまさ」ぬとされ、「今行末も、九条殿の御末のみこそ、とにかくにつけて、拡ひろり栄えさせたまはめ」（師輔伝）と最大級の賛辞が呈される師輔だが、現実の撰閲家では、兼家の方が格段に重い存在とみなされていた。師輔を道長の栄華に直結する存在として称揚する『大鏡』は、院政期の通念とは異なる視点で両者を評価していると言えよう。

二

後期撰閲時代、院政期の兼家に対する認識、評価については以上の通りだが、『大鏡』の兼家像およびその評価はどのようなものか。兼家伝の検討に移りたい。

兼家伝の構成は次の通りである。

(一) 兼家略歴

(二) 兼家の逸話

① 装束の紐を解いて参内

「内裏に参らせたまふには、さらなり、牛車にて北の陣

『大鏡』の兼家像をめぐる

まで入らせたまへば、それより内は何ばかりのほどならねど、紐解きて入らせたまふこそ」

② 相撲の節会で、天皇御前に汗とり姿で伺候

「相撲の折、内裏・春宮のおはしませば、二人の御前に、何をも押し遣りて、汗取りばかりにてさぶらはせたまひけるこそ、世に類ひなくやむことなきことなれ」

③ 東三条殿の西の対を清涼殿造に造宮

「東三条殿の西の対を清涼殿造りに、御しつらひより始めて、住ませたまふなどをぞ、余りなる事に人申すめりし」

④ 夢解きと打臥の巫女

⑤ 法興院の怪異

(三) 子女について

⑥ 兼家室時姫（道隆・道兼・道長・超子・詮子母）の夕占

問

⑦ 宮の宣旨（母不詳）

⑧ 尚侍綏子（母藤原国章女対の御方）、源頼定との密通

⑨ 冷泉院女御超子とその皇子（三条院・為尊親王・敦道親

王）

⑩ 東三条院詮子

⑪ 道隆

⑫ 道綱とその母（藤原倫寧女）

⑬ 道兼

⑭道義（母藤原忠幹女）

⑮道長

兼家伝は、構成上も他の主流人物の伝と違いを見せている。忠平以降の主流人物の伝では、本人の経歴の直後に子女の逸話が挟まれ、その後本人の逸話が展開されていく。それに対して兼家の場合は、経歴からすぐに本人の逸話へと移り、さらには兼家室時姫の逸話が、子女の紹介を分断するかたちで挿入される。そして、兼家の逸話としてまず取り上げられるのは、その人臣の域を超えた僭上の沙汰、傍若無人さを印象付けるエピソード(①②③)である。

①②については、『古事談』にも類話があり、兼家の不遜な振る舞いが貴族社会の語り草になっていたことを窺わせる。しかし、『大鏡』と『古事談』には、少なからぬ違いが見られる。

a 一条院幼主御時。夏公事日。公卿等徘徊露台。披南殿北戸帶涼風。其時。大入道殿為摂政。放衽奉抱主上。自掖戸令指出給。諸御皆敬候云々。又云。私云。此儀アマリ也云々。

b 大入道殿。一条院御時。令住職曹司給。参内之時。烏帽放御衽。自玄輝門参入給。飛香舍宮御方改着冠。令参御殿給云々。如此令参給之時。実資大臣為藏人頭之時。於門辺奉逢。深揖不居。入道殿指衽令礼節給云々。

(a・bとも王道后宮第二)⁽¹⁵⁾

aは、夏公事の日(16)に兼家が自らの装束の衽を放ち、外孫の一条天皇を抱いて涼風に当たったという話で、内容的に②と対応するが、天皇・皇太子の前で下着姿になったとする『大鏡』の方が、兼家

の不遜さを強調するものになっている。また、bは、前半は①とほぼ一致するが、実資の登場する後半が大きく異なる。兼家は、摂政である自分に対して当然取るべき躊躇の礼を取らなかつた実資の意図するところを察して服装を正し、礼を示す。この兼家像は、道理をわきまえた度量ある人物の印象を与える。『古事談』は、兼家と実資の関係について、次のようにも伝える。

c 実資大臣者。依大入道殿恩至大位之人也。依思其恩彼御遠忌日必被参法興院。御堂仰云。アツキ比也。何強如此被参哉云々。右府云。ナニカ令知給。我者依彼御恩如此人二成畢。為報其御恩参仕也。不可令知給云々。(臣節第二)

実資が兼家の恩を忘れず、その忌日には必ず法興院に参詣したことは、『小右記』でも確認できるが、b・cを重ね合わせると、賢人右府と称された実資にも尊敬の念を抱かせた兼家の人間的な魅力が浮かび上がってくる。しかし、『大鏡』は、実資とのいきさつには全く触れず、ただ兼家の非礼を伝えるのみである。

①②以上に問題にしななければならないのは、③である。③は『大鏡』のみに見られる逸話だが、その信憑性には疑問が残る。東三条殿は、永観二年(九八四)三月十五日に焼亡⁽¹⁷⁾。その後再建され、永延元年(九八七)七月十一日に新邸移徙の儀が行われている。⁽¹⁸⁾兼家が摂政になったのはこの前年(寛和二年)であり、③が事実を伝えているとするならば、西の対を清涼殿風に造営したのはこの時のことになる。兼家時代の東三条殿は資料が少なく、その詳細を知ることはできない。しかし、院政期の東三条殿については、

精密な復元考証が行われており、その結果、西の対は存在しなかったことが明らかになっている。²⁰⁾ 東三条殿の敷地内、ちょうど西の対に当たる位置に千貫泉と呼ばれる泉が湧出していたため、太田静六氏の復元図によれば、西半部は泉を中心に渡殿・廊が組み合わされた独特の構造をなしている。兼家の時代から院政期に至る間には、寛弘初年の道長による修築²¹⁾、長和二年(一〇一三)一月十六日の焼亡²²⁾などがあり、東三条殿の結構にもかなりの変遷があることは認めなければならない。しかし、千貫泉は『枕草子』にもその名が見え²³⁾、兼家当時から同所に湧出していたと考えられる。院政期に西の対を欠くのが泉の存在という条件によるものならば、兼家時代も同様であったと考えるのが妥当ではないか。²⁴⁾ 東三条殿に西の対が存在したことを伝えるのは『大鏡』²⁵⁾ であり、²⁶⁾ ③は、兼家の僭上を強調するためのフィクションである可能性を否定できない。

①②③は、『大鏡』の兼家像を端的に示す逸話と言えるが、それはことさらにその僭上沙汰を強調するものとなっている。冒頭からこの三つのエピソードが畳みかけるように列挙され、「なほただ人にならせたまひぬれば、御果報の及ばせたまはぬにや。さやうの御身持ちに、久しうは保たせたまはぬとも定め申すめりき」という主流人物としては異例の否定的な評言が下されることによつて、兼家のマイナスイメージは決定的になる。兼家伝の構成が主流人物の伝の型を破っているのは、この効果を狙つてのものと言えよう。

続く二つの逸話も、兼家に好意的なものとは言いがたいが、構成・内容上大きな問題を孕んでいるのは時姫の逸話^⑥である。

⑥ この御母、いかにおぼしけるにか、いまだ若うおはしける折、二条の大路に出でて、夕占問ひたまひければ、白髪いみじう白き女のただひとりに行くが、立ち止まりて、「何わざしたまふ人ぞ。もし、夕占問ひたまふか。何事なりとも、おぼさむ事叶ひて、この大路よりも広く、長く栄えさせたまふべきぞ」と、うち申し掛けてぞまかりにける。人にはあらで、さるべき物の示し奉りけるにこそ侍りけめ夕占に出た若き日の時姫が、通りすがりの老女から将来の繁栄を予言されるこの逸話が、兼家の子女の紹介を分断して挿入される点に注意したい。この配列によつて、兼家の子孫の繁栄が時姫の子孫の繁栄へと転化されてしまう。²⁷⁾ この後に、宮の宣旨の紹介(⑦)をはさんで、異腹の娘である尚侍綾子が、東宮妃という地位にありながら臣下の男性と密通するという不祥事(⑧)が続くことは、その感をますます強め²⁸⁾、『大鏡』では、当人の栄達以上に子孫の繁栄が重視されていることを考えると、この転化の持つ意味は重い。

兼家伝は、構成・内容とも兼家を忌避し、否定的に評価しようとする姿勢をとつていると言つてよいだろう。

三

以上の分析を通じて、『大鏡』成立当時、兼家は摂関家の中でも忠平・道長に匹敵する存在として重要視されていた一方、人臣の分をわきまぬ傍若無人な行動が語り伝えられていたこと、その中で『大鏡』が、兼家の僭上沙汰をことさらに強調し否定的に描こうとしていることが明らかになった。兼家にこのような背反する評価が与えられる理由と『大鏡』の意図は、どのように考えるべきか。ここで再び兼家の事績に着目したい。

先述したように、兼家が政權を掌握したのは外孫一条天皇が踐祚した寛和二年六月のことであり、その直後にはもう一人の外孫居貞親王（のちの三条天皇）を皇太子としている。天皇の外祖父が摂政となるのは良房以来、さらに皇太子の外祖父となったのは兼家以前に例を見ない。天皇と摂関の直接的結合、摂関・外戚による天皇への後見に一段の深化が見られ、摂関政治に質的变化を生じたのは十世紀末、まさに兼家の時代とされるが、それを可能にしたのは兼家の築き上げた強固な外戚関係であった。そして、その執政期には、注目すべき新儀が数多く開かれている。

①吉田祭の公祭化

吉田社および吉田祭の由来については、『大鏡』に次のように見える。

尚し近くとて、また振り奉りて、「吉田」と申しておはしますめり。この「吉田明神」は、山蔭中納言の振り奉りたまへるぞかし。御祭の日、四月下の子、十一月下の申の日とを定めて、

「我が御族に、帝・後の宮たちたまふものならば、公祭になさむ」と誓ひ奉りたまへれば、一条院の御時より、公祭にはなりたるなり。
（藤原氏の物語）

『日本紀略』寛和二年十二月十七日条に、「詔以吉田社准大原野。行二季祭。四月中申日。十一月中西日」とあり、吉田祭の公祭化がこの時定められた。吉田社は、藤原氏北家魚名流の中納言山蔭が勧請した社で、兼家の妻時姫が山蔭の孫であったことから、一条天皇の即位とともに外戚ゆかりの社としてその祭が公祭化されたのである。

②摂関賀茂詣の公卿扈從

摂関賀茂詣は、天祿二年（九七一）九月二十六日の摂政伊尹参詣を初例とし、その後段階的な整備を経て、頼通の時代に毎年四月の中申日、すなわち賀茂祭の前日を式日とする摂関家の行事として確立される。『江談抄』は、この摂関賀茂詣について長文の記事を載せ、供奉する人員の変遷について詳述しているが、その中に次の一節が見られる。

また、上達部の騎馬の前駈は、大入道殿の御時に始まるなり。小一条大將は内議を知らず、御出立の所に参会せらる。にはかに扈從すべき儀有りて馬を借らる。これ謀らるるなり。腹立すといへども、なまじひに供奉せらると云々。
（第一ノ二八）

兼家の賀茂詣に公卿が騎馬で扈從したことは、『小右記』永延元年（九八七）四月十六日条および永祚元年（九八九）二月二十

八日条に見え、『江談抄』の記事を裏付けることができる。

③春日行幸

永祚元年三月二十二日、一条天皇は母后藤原詮子と同興し内裏を出立、春日社に参詣し、翌二十三日帰京した。のち後一条天皇によつて踏襲され、御代替りに伴う恒例行事となる春日行幸の初例である。一条天皇の春日行幸は、兼家の懇望によるもので、この年の二月五日、円融法皇に三月二十三日の実施を奏上し、聴許を得ているが、異例のこととして反対する向きもあり、実現までには紆余曲折があった。すなわち、二月十三日に陰陽寮から不快の勘文が進められ、延引のことが囿られたが、十八日には舞人定が行われており、実施に向けて準備が進められている。ところが、三月十三日になって、急遽行幸停止の宣旨が下された。天皇物忌にもかかわらず、行幸を強行しようとする兼家の姿勢に不快の念を持った円融法皇が、夢想を理由に停止を命じたためだが、十九日、皇太后詮子に北野天満天神から行幸すべしの託宣が下るといふ事態が出来し、この問題に決着が付いた。兼家の春日行幸にかける執念を窺わせる経過だが、それだけに実現に漕ぎ着けた喜びは大きかったのであろう。供奉の実資に「心中欣悦不少、又往代有如此之事乎、帝后相率参賀茂社、猶可謂大幸、汝向後有如之事可参賀乎如何」とその感慨を漏らしている。兼家得意の絶頂を示す一幕と言える。

これら一連の新儀は、摂関家権威の確立過程を考える時、大き

な意義を有している。賀茂詣における公卿扈從について言えば、諸役の中でも扈從役は身をもつての奉仕が視覚的に表現されるために従属を示す色彩が濃いとされるが、摂関の賀茂詣に公卿が騎馬で前駆を務めることは、摂関の地位が他の一般公卿とは異なることを可視化するものである。

同様のことは、春日行幸の行列においても指摘されている。一条天皇春日行幸の往路、七条辺から乗車した右大臣為光は、乗馬で扈從すべしという夢告を受け急遽騎馬で伺候したが、この間兼家は唐車に乗車していた。供奉の筆頭公卿で大臣の地位にある為光にして、摂政との間に画然たる一線が引かれたのである。春日行幸の目的は、天皇を藤原氏の氏社に参詣させることによつて、外戚である藤原氏摂関の重きを内外に宣伝することにあつたとされるが、大村拓生氏はその定着化の本質を、摂関政治の進展に伴つて他の公卿から隔絶し天皇にも並ぼうとする摂関の地位の視覚的表現に見る。兼家は無官の摂政の例を拓き、摂関に大臣の地位に優越する最高の権威を付すことに成功したが、摂関賀茂詣の公卿扈從及び春日行幸の行列は、これを儀礼の中で可視化することを目的にしていたと言えよう。

吉田祭の公祭化も、同様の観点から説明できよう。藤原氏北家でも傍流にすぎない山蔭一族の私祭の社であつた吉田社が、このような待遇を受けるに至つた背景には、兼家一門への権力集中と、それを公的祭祀を通じて制度化しようとする意図が存在していると考えられる。藤原氏の氏社としては、すでに春日・大原野の二

社が十六社に列せられ、公的祭祀の中に位置付けられていたが、そこに吉田社を加えることは、藤原氏の中でも兼家の一門のみが特化されることを意味する。⁽⁴⁾

以上見てきたように、兼家の開いた新儀は、天皇と対峙しさらには凌駕しようとする兼家の權威を、公的祭祀や儀礼の中に制度化し顕在化させるものであった。兼家が摂関家の中でも特に重視される理由は、この点にある。しかし、一方で、春日行幸に見る強引で性急な手法が、一部の反感を買ったことは疑えない。⁽⁵⁾ その反感の記憶と、現実上天皇をも凌ごうとした権勢のありようが、兼家の僭上を伝える逸話の生成と流布の背景にあったと考えられよう。

摂関家權威確立のために、兼家が先鞭をつけた方策は、道長へと引き継がれていく。このうち吉田社は、道長の手厚い庇護のもと、摂関家の氏社としての地位を確立し、二十一社に列せられ、春日行幸も、後一条天皇の即位とともに定式化される。道長は、兼家によって敷かれた路線をより明確な意識をもって推し進め、摂関家を頂点とする貴族社会の再編成を成し遂げるのである。

『大鏡』は春日行幸について、次のように伝える。

春日行幸、先の一院の御時より始まれるぞかしな。それにもまた、当代幼くおはしませども、必ずあるべき事にて、始まるる例になりにたれば、大宮御輿に添ひ申させたまひておはします。めでたしなどいふも世の常なり。すべらぎの御祖父にて、打添ひ仕うまつらせたまへる殿の御有様・御かたちなど、少し

世の常にもおはしまさましかば、飽かぬ事にや。そこら集まりたる田舎世界の民百姓、これこそは、確かに見奉りけめ。ただ「転輪聖王などは斯くや」と、光るやうにおはしますに、仏見奉りたらむやうに、額に手を当てて拜み惑ふさま、ことわりなり。(中略) 今日かかる事どもの栄あるべきにて、先の一院の御時にも、大入道殿、行幸申し行はせたまひけるにやとこそ、心得られ侍れな。
(道長伝)

後一条天皇の春日行幸は、治安元年(一〇二二)十月十四日のことで、太皇太后彰子が同輿、関白頼通・内大臣教通以下ほとんどの公卿が供奉したが、すでに出家入道の身であった道長は、朱雀院近辺で行列を見物し、そのまま京に残った。道長が行幸に同行したとする『大鏡』は、明らかに事実と反しているが、そこにある意図を見ることが出来る。

先述したとおり、春日行幸は兼家の悲願であり、実質的には「兼家の行幸」とも言うべき一代の盛儀だった。史実に則るならば、この場面は、兼家の逸話として描かれても不思議ではない。しかし、『大鏡』は史実を歪曲してまで、兼家の盛儀を道長のもとして描こうとする。しかも、その中で道長は、転輪聖王にまで擬せられている。⁽⁶⁾

『大鏡』で、本来兼家の盛儀として描かれるべきところが、道長のもとして描かれたのは、春日行幸にとどまらない。頼忠伝の結びに置かれた公任の三船譚は、王朝の代表的文化人藤原公任の多芸多才を語るものとして名高いが、『大鏡』で道長の大堰川

遊宴での出来事とされるこのエピソードが、実は寛和二年十月十三日の円融法皇御幸の際のことで、その実質的な主催者は時の摂政兼家だったことが論証されている⁽³⁾。三船譚が、道長の大堰川遊宴での出来事として造型されなければならなかった理由については、以前にも論じた⁽⁴⁾。『大鏡』昔物語にも詳述される醍醐天皇の大堰川行幸は、聖代を象徴する勝事として長く記憶され、白河朝にも再現される⁽⁵⁾。三船譚の舞台を道長主催の大堰川遊宴とする。ことは、道長の時代を聖代として位置付けようとすることにほかならない。そして、春日行幸の場合と同様に、ここでも本来主役たるべき兼家は葬り去られている。道長の栄華は、兼家を排除することによって、『大鏡』の中で完全無欠なものとして描かれるのである。『大鏡』の兼家忌避の理由を、ここに求めることができよう。

おわりに

『大鏡』は、道長の栄華を他に超絶するものとして描き、その時代を聖代として位置付けようとする。語りの現在が、万寿二年五月という道長家の栄華に一点の翳りも見えないぎりぎりの時点に設定されるのもそのためである。『大鏡』が道長の時代を聖代として描くのは、成立の現在での貴族社会の秩序を創出したのが道長であることを認識していためにほかならない⁽⁶⁾。そして、その基盤となったのは、兼家の築いた権勢とその施策だった。

『大鏡』の兼家像をめぐる

兼家の存在を正当に評価することは、道長の栄華と功績を相対化することに通じる。道長絶対主義をとる『大鏡』にとつて、それは避けられなければならない。『大鏡』にとつて好都合だったのは、兼家とその強引な手法ゆえに毀誉褒貶の多い人物であったことである。兼家の負の側面を強調することによって、兼家・道長の施策に対して生じた批判をそこに集約させ、道長には賛辞のみを与える、いわば道長称揚のためのスケープゴートとしての姿を、『大鏡』の兼家像に看取することができるのである。

注

- (1) 西比呂子氏『大鏡』大臣列伝の物語構造(『名古屋大学国語国文学』第六一号、一九八六年一月)
- (2) 松本治久氏「大鏡の構成(二) 大臣の物語」(『大鏡の構成』桜楓社、一九六九年)、福長進氏「系譜と逸話―『大鏡』の歴史記述―」(『文学』第五五号、一九八七年一月)
- (3) 塚原鉄雄氏「大鏡構成と怪異現象」(『大阪市立大学人文研究』(国語・国文学)、一九八四年二月)。のち日本文学研究会大成『大鏡・栄花物語』国書刊行会、一九八八年二月に転載)
- (4) 稲垣智花氏『大鏡』における北家の位相―疎外される兼家―(『早稲田大学大学院中古文学研究会編『源氏物語と平安文学』第三集、早稲田大学出版会、一九九三年五月)
- (5) 『公卿補任』、『日本紀略』等による。
- (6) 兼家の生涯については、山中裕氏「藤原兼家」(『平安人物志』)

東京大学出版会、一九七四年一月）に詳しい。

- (7) 吉川真司氏「摂関政治の転成」（『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年二月）

- (8) 「入道太政大臣以二条京極永為公寺。号積善寺」（『日本紀略』同日条）。なお、『紀略』は寺名を積善寺とするが、『小右記』『栄花物語』『一代要記』等にあるとおり法興院が正しい。

- (9) 「今日威徳殿上、（中略）仰可行誦經之由、（中略）寺興福寺・極楽寺・法性寺・法興院・法成寺・平等院、（氏寺等）」（康和五年十二月九日）。

- (10) 藤氏物語で、藤原氏歴代の造寺として由来が語られるのは、多武峰（鎌足）、山階寺（興福寺・不比等）、極楽寺（基経）、法性寺（忠平）、楞嚴院（師輔）、浄妙寺・法成寺（道長）。ここに法興院の名が上がっていないことから、藤氏物語においても、兼家は疎外されていることがわかる。

- (11) 「法興院御八講其始日参入」（『御堂御記抄』長徳元年六月二十七日条）。

- (12) 『統史愚抄』弘安六年六月二十八日条。

- (13) 『中外抄』上二三。本文は新日本古典文学大系による。

- (14) 以下、『大鏡』本文の引用は、新潮日本古典集成による。

- (15) 福長氏注2論文

- (16) 以下、『古事談』本文の引用は、新訂増補国史大系による。

- (17) 「今日法興院八講始、触穢之上、依大嘗会行事所不参入、年来八講始終等日、無殊故障之時、必参詣耳」（長和元年六月二

十八日）、「於下僕者依不忘旧恩每属此日不闕参会、昇丞相必不可参、然而報恩謝心何在下鵬之時、計之感此者禅閣合庇耳」（治安三年七月三日）。『御堂閔白記』長和二年七月二日条にも、「参法興院八講結願、右大将毎年必参」とある。

- (18) 「午剋。右大臣家東三条院焼亡」（『日本紀略』同日条）。

- (19) 「摂政始移徙新造東三条第。（焼亡之後造之）。有饗三日宴管弦之事」（『日本紀略』同日条）

- (20) 太田静六氏『寝殿造の研究』（吉川弘文館、一九八七年二月）第四章第二節「平安末期における東三条殿の研究」

(21) 『御堂閔白記』寛弘元年（一〇〇四）正月十七日条に「渡東三条、見造作」とあり、以後同年正月二十八日、四月四日、六月二十五日、十二月五日・二十五日、二年正月十三日・二十八日と東三条殿に足を運んでいる。寛弘二年二月四日には邸内の清掃が行われ、十日に新宅の作法が行われた。太田氏によれば、道長の修築後の東三条殿には西の対が存在せず、院政期とほぼ同じ構造であったという。また、『古事談』亭宅諸道第六に、道長の東三条殿造営を奉行した藤原有国が、「西ノ千貫之泉透廊」に一間ほど上長押を打たずにおいたために、立后し参内する彰子の乗った輿が安々と廊を通り抜けることができたという逸話が見える。しかし、彰子の立后は、道長の東三条殿造営に先立つ長保二年（一〇〇〇）で、立后の儀が行われたのは土御門殿であった。有国が、平惟仲と並んで、兼家の「左右の眼」と称された側近中の側近であったことから、このエピソード

は兼家時代のものとする方がふさわしい。村井康彦氏にも同様

の指摘がある(『平安貴族の世界』徳間書店、一九六八年六月)。

(22)「寅時計読経僧示云、未申方有火云、驚見之、東三条方も、

(中略)此間三分二許焼」(『御堂閔日記』同日条)。

(23)『枕草子』「井は」。なお、千貫井については、萩谷朴氏『枕草子解環(三)』(同朋舎、一九八二年十一月)五〇〇頁以下に詳しい。

(24)千貫泉と東三条殿の立地について、森蘊氏は「泉の涌出する場所は、ちようと木立のある築山の麓に当たるのも注目すべきことである。この築山は人工のものでなく勿論自然の丘陵である。それは地つづきの神泉苑のそれらと同様、平安奠都以前からあつた自然の林丘であつたらしい」(『平安京内に於ける寝殿造系庭園と涌泉』『寝殿造系庭園の立地的考察』奈良国立文化財研究所、一九六二年五月)とする。泉に加えて、自然の丘陵が存在したとすれば、西の対の存在はさらに考えにくくなる。

(25)太田氏は、注20前掲書第三章第十節「平安盛期における東三条殿」において、道長造替以前の東三条殿に西の対が存在した事を示す資料として、『権記』長保二年正月九日条を掲げる(「今晚東三条院西対有放火事、拳任朝臣見付撲滅云々、于時御土御門」)。しかし、この「東三条院」は東三条殿ではなく、東三条院詮子のその時点での居所を意味し、それは割注にもあるとおり道長の土御門殿である。したがって、この時放火されたのは土御門殿の西の対であり、この条は兼家以来の東三条殿

に西の対が存在したことの傍証たり得ない。

(26)④の夢解の逸話はともかくとして、いかに優れた能力を持つとはいえ、巫女風情を相手に正装し、膝枕をさせて託宣を聞くというのは、常軌を逸した行動として非難されかねない姿である。また、⑤について、塚原氏注3論文は、怪異現象を黙殺し自己の意志を貫徹しようとする兼家像に、それまでの藤氏主流大臣の怪異体験とは一線を画する超人的な資質の描出を見ているが、一方で、兼家の言行に『大鏡』が否定的な批評を加えていることも指摘している。

(27)師輔伝でも、安子と三人の撰閨を生んだ藤原経邦女盛子が紹介されるが、あくまでも子孫の繁栄は「九条殿の御幸ひ」であり、盛子については末尾に「世の人『女子』といふ事は、この御事にや」と、いわば玉の輿に乗った幸運が添えられるにすぎない。

(28)④において、「世の痴れ者」と評された四男道義が、「外腹」であると強調されるのも、同様に考えることができる。

(29)吉川氏注7論文。

(30)本文は、新日本古典文学大系による。

(31)「摂政被参賀茂、公卿及三位合十人袴候、但左大将一人候御車後云々、自余皆騎馬云々」(永延元年四月十六日)、「摂政参賀茂、(中略)内大臣及他公卿皆騎馬、(中略)馳御馬、此間主人乗車、左大将同車、他公卿立車下、内大臣同立見、頗無威儀」(永祚元年二月二十八日)。

- (32) 『小右記』同日条。
- (33) 『小右記』同日条。
- (34) 『小右記』同日条。
- (35) 『小右記』三月十四日条。
- (36) 『小右記』三月十二日条。
- (37) 『小右記』同日条。
- (38) 『小右記』三月二十三日条。
- (39) 佐藤泰弘氏「平安時代における国家・社会編成の転回」(『日本史研究』三九二号、一九九五年四月)。
- (40) 末松剛氏「『江談抄』にみえる摂関賀茂詣について」(『古代文化』五〇—一、一九九八年二月)。
- (41) 『小右記』永祚元年三月二十三日条。
- (42) 山本信吉氏「永祚元年二月藤原兼家奏上について」(『国史学』第一一〇・一一一合併号、一九八〇年三月)。
- (43) 大村拓生氏「中世前期の行幸—神社行幸を中心に—」(『年報中世史研究』第一九号、一九九四年)。
- (44) 橋本義彦氏「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社、一九八六年八月)。
- (45) 吉田祭公祭化の評価については、岡田莊司氏「二十二社の成立と公祭制」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年一月)参照。なお、一条朝では、吉田祭の公祭化に先立って梅宮祭が公祭に再興されている。橋氏の氏神祭である梅宮祭が公祭に復活したのは、一条天皇の外祖母時姫の母方が橋氏に当たったためであった。公祭復帰と同時に、兼家嫡男道隆が橋氏の氏長者の代行である是定となり、以後摂関家が是定の地位を掌握していく。岡田氏は、梅宮祭が摂関家の氏神祭的性格を持つとし、その公祭化を吉田祭と並んで摂関家への権力集中に基づく公祭制の確立と評価している。
- (46) 塚原氏注3論文は、主流大臣の怪異体験には天皇の権威を背景に権力を獲得した藤原氏の権威が、天皇の権威から自立し、それに優る実質的権威を確保する史的過程が反映されているとし、王威に依らず、自らの威で怪異を封殺する兼家に、大きな転機を認めている。この点からも、『大鏡』が摂関政治の転換点が兼家の時代にあることを認識していたことが窺える。
- (47) 春日行幸の強行について、円融法皇が強い不快感を抱いていたことは、『小右記』永祚元年三月十二日条に見える。春日行幸をめぐる法皇と兼家の意見対立については、山本氏注42論文のほか、目崎徳衛氏も論じている(『円融上皇と字多源氏』『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年二月)。
- (48) 『小右記』治安元年十月十四日条。
- (49) 大村氏注43論文。
- (50) 古代インドにおいて、身に三十二相を備え、即位の時に天から得た輪宝を捧持して天下を平定し、正義によって世界を統治する理想的君主。俗世間での最高の王とされ、これに準えられることは、道長が聖代の現出者として捉えられていることを示す。

官祭が公祭に復活したのは、一条天皇の外祖母時姫の母方が橋

(51) 迫徹朗氏「大鏡の創作方法管見―公任三船の逸話の史実性をめぐる―」(『平安文学研究』第三三号、一九六四年一月)、

津本信博氏「大鏡」・公任の三船の才―その虚構性を探る―

(『早稲田大学教育学部学術研究・国語国文学篇』第三二号、一九八三年二月)

(52) 拙稿「『大鏡』列伝の方法―公任三船譚考―」(『日本文芸学』第二六号、一九八九年二月)

(53) 白河天皇の大堰川行幸は、『今鏡』紅葉の御狩にも引かれ、橋本義彦氏は、「白河法皇」(『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館、一九九六年二月)において、次のように評価する。

その親政の姿を象徴するのが、在位のあいだの「希代の勝事」として世にもはやされた嵯峨行幸と殿上歌合である。

前者は承保三年十月二十四日、群臣をひきつれて大井川に行幸し、嵯峨野を遊獵したことを指すが、このときの天皇の御製、「大井川ふるきながれを尋ねきて風のやまの紅葉をぞ見る」に端的に見られるように、この行幸は単なる遊行にとどまるものではなかった。(中略)延長四年(九二六)の醍醐天皇の大井川行幸の盛儀を追って、天皇親政の理想を高くかけ、白河朝の歩むべき道を明示するのがこの行幸の重要なねらいであった。

(54) 『大鏡』の作者が、道長を貴族社会の祖として認識していたことについては、拙稿「『大鏡』源氏繁栄の予言考」(『論究日本文学』第五五号、一九九一年一月)でも言及したが、この

問題についてはあらためて論じたい。

付記 本稿は、日本文芸学会第三十六回大会及び日本文学会第四十
四回大会での発表を踏まえたものである。席上、貴重な御意見を
賜った方々に厚く御礼申し上げます。

(たかはし・てるみ 本学非常勤講師)